

### 過大な『切捨て』

給料は分かりやすく  
100円単位で100円又  
は50円未満を切り捨て  
ています！



労働時間は日ごとに1  
時間単位で1時間又は  
30分未満を切り捨て  
ています！

### 労働時間の『切捨て』

始業時間までの労働時間は  
ノーカウント



残業申請は15分単位  
(15分、30分、45分)  
で15分以上の端数は  
切捨て！

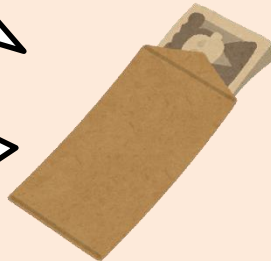
# 端数処理の



# ツレダメ!

円未満の金額は支払い  
ようがないので切捨て  
ています！

計算が複雑になるので、  
10円未満の残業単価は  
切り捨てて計算してい  
ます。



### 賃金の『切捨て』

分単位の有給休暇  
は切り捨てたから  
使えないよ!!



### 有給休暇の時間の『切捨て』

**意外と多い!? 端数のトラブル  
思いがけない『不足』にご注意ください**

詳細は裏面をご覧ください

# 労働基準法上の端数処理のルール

## 端数処理の大原則



**一律に賃金額、労働時間数に不足が生じる方法はNG！！**

例外的な運用が認められるのは以下の場合のみです。



### 平均賃金を算定する際の端数処理のルール

- 1日平均賃金算定に当たり、銭未満の端数を生じた時にはこれを切捨て、各種補償等においてはこれに所定日数を乗じてその総額を算出してもよい。

(昭和22年11月5日付け基発232号)

### 割増賃金計算時の端数処理のルール

- 以下の方法による場合には賃金不払いに係る法違反としては取り扱わない。
  - ① 1時間当たりの賃金額及び割増賃金額に円未満の端数が生じた場合、50銭未満の端数を切り捨て、それ以上を1円に切り上げる。
  - ② 一か月における時間外労働、休日労働、深夜業の各々の割増賃金額の総額に1円未満の端数が生じた場合、50銭未満の端数を切り捨て、それ以上を1円に切り上げる。 (昭和63年3月14日付け基発150号)

### 労働時間の端数処理のルール

- 以下の方法による場合には賃金不払いに係る法違反としては取り扱わない。
  - ① 一か月における時間外労働、休日労働及び深夜業の各々の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合に、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げる。 (昭和63年3月14日付け基発150号)

### 年次有給休暇の端数のルール

- 年次有給休暇を時間単位で取得させる場合、年次有給休暇1日分に相当する時間数は当該労働者の1日の所定労働時間数を下回らないものとする。具体的には、1時間に満たない時間数については、時間単位に切り上げる必要があること。

(平成21年5月29日付け基発0529第001号)

**ご不明な点は出雲労働基準監督署 (0853-21-1240) までお気軽にお問合せください。**